

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

(1) 前文

- 少子高齢化の進展や、家庭や家族のかたちの変化、そして価値観の多様化の中で様々な生き方を選択する人が増え、地域におけるコミュニティ^(注)の結束が弱まり、地域がこれまで持っていた助け合い、守りあう関係も希薄になってきています。
- こうした変化に対応して、安心して暮らせる社会をめざし、社会福祉基礎構造改革が進められてきました。社会福祉においてもこれまでのように、限られた人に対する保護や救済だけではなく、住民が地域社会の中で自立し、安定した生活が営めるよう、平成12年には社会福祉事業法が全面改正され、新たに社会福祉法となりました。その中で「地域福祉の推進」、「福祉サービス利用者の利益の保護」が明確に位置付けられました。
- 支援を必要とする人もそうでない人も、互いに認めあい、すべての人が関わりをもって相互に助け合い、自らが地域課題を発見し、それをともに解決するという主体性が求められています。このような「新たな支え合い（共助）」の観点のもとで、地域の多様な主体が協働していくことの重要性が高まっています。
- 例えば、介護保険制度においても、法定サービスだけでは安心して生活を続ける基盤として十分ではない状況があります。改善のためにボランティア団体、NPO^(注)などが様々な支援活動を行っています。このように、地域住民も様々な組織を通じ、支援を必要とする人に手をさしのべる取り組みをしています。こうした、献身的・自発的な取り組みがなければ、豊かな市民生活の実現は難しいのです。
- また、活動や支援をより効果的なものとするためには、それぞれの連携や専門的な支援・相談対応などが必要であり、そのためのしくみづくりも求められています。
- さらに、きめ細かな対応や人と人との信頼関係が何よりも重要となることから、おおむね小学校区を単位に支えあえる関係づくりや、地域に暮らすすべての人が生活課題・地域課題を発見し、解決するために参加していくことが大切になります。そして、そうした活動を、明日を担う子どもたちに伝えていくことが、福祉の増進に欠かせないものとなっています。自分たちの地域にとって何が必要なのかを主体的に考え、実現のために取り組むことが、安心して住み続けられるまちを実現することになると考えます。
- 公民の新たなパートナーシップ^(注)を構築するという立場から、行政もこのような認識を地域住民や当事者、事業者、NPOなどと共有し、深くする必要があります。
- 住み慣れた地域で、安心して安全に暮らし続けることは多くの住民の願いですし、広い意味での福祉施策の課題でもあります。これらの課題にどのように応えていくのか、住

民と行政が協働し新たな課題解決のしくみを作り出す必要があります。このしくみを明らかにし、課題解決の方向性を示すものが「地域福祉計画」です。

○地域課題解決のため、行政から住民活動への支援はもちろん必要ですが、その住民活動も第三者的評価に十分堪えられるものでなければなりません。また、一定期間経過後は自らの活動として自立・自律していくことも求められます。そのためには、地域にある様々な資源を再評価し、地域の総力において取り組む必要もあります。

○幅広い視点から方針を検討し、東大阪らしい地域福祉の展開を進めていきます。

(2) 理念

地域と行政が協働し新たな福祉社会づくりを進めていくことを表すものとして、従前計画の理念を継承し、次のように設定します。本理念はまた、『東大阪市第2次総合計画』の基本理念「人間尊重のまちづくり」「市民参加のまちづくり」「豊かさを創造するまちづくり」を、地域福祉の観点から表すものです。

**すべての人が地域で個性を尊重しあい、支えあい、共に生きる
安心と活力の福祉コミュニティの実現**

○すべての人の個性の尊重

市民一人ひとりがサービスの利用者であり、また、支援者でもあります。市民一人ひとりが地域づくりの主体です。一人ひとりの能力を引き出し、個々の自己実現を目指していきます。

地域の中の事業者、企業市民、ボランティア、市民団体、NPO、教育機関、医療・保健機関等も、すべて地域福祉の主体です。

すべての人の人権の侵害を許さず、年齢・性別・国籍・心身の状況・社会的な立場など、それぞれの違いにかかわらず個人としての尊厳が守られ、本人の意思が尊重され、また相手の意思を尊重し、相手の尊厳を守ります。

○あるべき地域像

地域は、住民の生活の場であり、住民の活動拠点となるべき場です。身近な生活範囲の中で、安心して暮らせるサービス基盤や情報の提供があり、相談にも対応してもらえる、長く住み続けられる環境のある地域をつくります。

○支えあい、共に生きる

個人ができることは必ずあります。ですからその力を活かして、支えられる立場だけでなく、時には支える立場となり支援に参加することが必要です。このような助け合いと連帯意識の醸成が必要不可欠です。

人は、人と人のつながりの中で生きています。ソーシャルインクルージョン^(注)、ノーマライゼーション^(注)、多世代交流、男女共同参画、多文化交流といった理念のもとに、互いの立場を思いやり、住民相互のつながりを強めるよう影響を与えあいながら、社会的援護を必要とする人々も包み込み（積極的共存）、誰もが自分らしく生きていることを確認できる共生の地域をつくりまします。

○安心と活力の福祉コミュニティの実現

福祉コミュニティとは、社会的援護を必要とする人々が、地域の中で孤立や孤独感をもたないように、当事者・家族やボランティア及び社会福祉関係者が中心となって、地域の方々と豊かな交流が図れるように働きかけ、地域としての連帯意識を高めることをめざしたコミュニティです。

すべての人々が、助けあい、生活を支える環境が整うことによる安心感をもつことが重要であり、福祉を軸とする人と人とのつながりや支えあい、ひとりの不幸も見逃さない地域社会づくり・ひとづくりが必要不可欠です。

また、住民相互の支え合いの構築とともに、新しい産業の創出など地域の活力づくりや、企業等の関わりによる地域との生活支援のためのネットワークを強化し、安心と安全のセーフティネット^(注)づくりを目指します。

2. 施策展開の基本方向

基本理念の実現を目指し、地域福祉を推進していくために、地域住民や社会福祉協議会、専門機関等と連携して、市が推進すべき施策の基本方向について明らかにします。これは、施策展開の基本方向として設定するものです。

<施策の基本方向>

◆サービス利用がしやすいしくみづくり

誰もが安心して地域で暮らすことができるよう、地域福祉に関わる方々、行政、社会福祉協議会、各種の専門機関、事業者等が連携して、身近な相談窓口の充実などサービス利用がしやすいしくみづくりに取り組みます。

◆地域における福祉環境・基盤づくり

地域福祉活動を推進するためのネットワークづくりやバリアフリー環境の整備などによる外出支援、災害時における要援護者の支援など、地域における福祉環境・基盤づくりに取り組みます。

◆地域福祉の担い手づくり

地域福祉に貢献されている民生委員・児童委員、校区福祉委員会、自治会などの方々に加え、子どもから高齢者までより多くの市民に地域福祉活動に携わっていただけるような取り組みを推進するとともに、ボランティア活動やNPOなどの団体活動の促進を図っていきます。また、地域福祉についての関心を深めるための福祉教育を充実していきます。

3. 計画推進の基本姿勢

本計画を具体的に推進していくにあたっては、以下のような基本的な姿勢で施策の展開に取り組みます。

◆公民協働、パートナーシップの構築

地域福祉は行政だけの取り組みでは十分な推進はできません。計画の展開にあたっては、地域住民、学校、事業者、保健・医療機関、NPOなど、様々な主体との協働、パートナーシップの構築に取り組み、信頼関係の醸成を図るとともに、役割分担と協働の考え方のもと、効果的な施策推進を目指します。

◆社会福祉協議会との連携の強化

社会福祉協議会は、地域福祉活動の全市的な中核機関です。このため、地域福祉の推進にあたって行政と社会福祉協議会との連携の強化はきわめて重要です。社会福祉協議会とのパートナーシップのさらなる強化に努め、社会福祉協議会の新・地域福祉活動計画との連携のもと、二人三脚で計画の推進を図ります。

◆推進体制の強化と計画の実行性の確保

関係機関等との協働による全市的な取り組みを進め、計画の進捗管理、評価等を適切に実行するために、東大阪市社会福祉審議会において進行管理を行うとともに、計画の進行状況についてホームページ等で公表します。

一方、行政内部の横断的な取り組みを進めるにあたり、東大阪市福祉推進委員会を中心に連携を一層図り、限られた人材・予算の中で計画の効果的な推進に努めます。

また、計画の目標達成に向けて、上記の推進体制のもとでの評価による事業の見直しや新たな事業の検討などを継続して行います。あわせて関係機関等から取り組みに対する意見をいただく機会づくりに努めます。

◆計画の周知

本計画を広く公表し、市民への周知に努めます。また、広報紙や市のホームページでの紹介、わかりやすいパンフレットの作成など、幅広く本計画のPRに努めるとともに、市内の関係機関等にもPRの協力を依頼し、市民へのきめ細かい周知を図ります。